

奄美大島行動計画 進捗状況等

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了	
				平成29年度までの実施状況													平成30年度の実施状況(予定含む)
<b>1) 保護制度の適切な運用</b>																	
1 奄美群島の国立公園指定・管理	奄美大島のうち, 世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	環境省	国立公園の指定	○				・平成29年3月7日に国立公園に指定。							○		
		環境省	管理運営計画の作成		○	○	○	・平成29年度より, 管理運営計画の作成検討を実施。	・平成29年度に作成した素案をもとに検討会や住民説明会を開催し, 意見集約を行い, 地域の実情に即して協働的な保護管理を行うべく計画内容を検討する。							○	
		環境省	国立公園の保護管理に関する普及啓発の推進		○	○	○	・ニュースレターの配布や住民説明会・シンポジウムの開催等により, 普及啓発を進め, 国立公園の適正な保護管理を推進。	同左							○	
		環境省	指定動物の指定検討			○	○	—	—	・指定動物の指定に向けた検討の開始。						○	
		環境省	私有地の公有地化及び所管地管理のためのパトロール等の実施	○	○	○	○	・私有地の公有地化を実施。	—	・私有地の公有地化及び所管地の適切な管理のための森林パトロールを実施予定。						○	
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	林野庁	奄美群島森林生態系保護地域の設定	○				・平成25年4月1日に設定。(保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha, 計:4,819.71ha)	—						○	・保護地域の適切な保全・管理の実施。	
3 鳥獣保護区の管理等	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	環境省	国指定鳥獣保護区の指定	○				・平成30年3月末現在, 遺産区域内に国指定湯湾岳鳥獣保護区(320ha)が指定済。							○		
		環境省	国指定鳥獣保護区の管理	○	○	○	○	・国指定鳥獣保護区管理員による巡視の実施。	同左							○	
		鹿児島県	県指定鳥獣保護区の指定・更新	○	○	○	○	・平成30年3月末現在, 奄美大島内に17箇所(2,459ha)が指定済。	・金川岳鳥獣保護区(158ha)を更新予定。							○	
		鹿児島県	パトロールの実施	○	○	○	○	・鳥獣保護管理員(5名)によるパトロールの実施。	同左							○	
<b>2) 希少種の保護・増殖</b>																	
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護等を図る。	環境省	・国内希少野生動植物種の新規指定 ・捕獲申請等への適切な指導 ・密猟・適法捕獲の監視 ・法取引の監視	○	○	○	○	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 平成29年2月15日に2種を追加指定。 ・随時, 申請指導や監視を実施。	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 追加指定を検討。 ・随時, 申請指導や監視を実施。						○		
		環境省	パトロールの実施	○	○	○	○	・希少野生動植物種保存推進員としての月単位の巡視を実施。	同左							○	
		鹿児島県	希少野生動植物保護条例の制定	○				・平成15年3月, 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定。							○		
		各市町村	希少野生動植物保護条例の制定	○				・平成25年10月, 奄美大島5市町村共同で「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し, 捕獲・採取等を禁止する種(動物22種・植物35種)を指定。							○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度
2 希少野生動物保護条例の運用	県及び市町村が制定している希少野生動物保護条例を適切に運用し, 奄美大島の生物多様性を保全する。	鹿児島県	希少野生動物保護条例の運用	○	○	○	○	・鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例の適切な運用による希少種保護の推進。	・条例に基づき「ムラクモカノコガイ」を指定希少野生動物に指定。 ・他の種の指定についても検討予定。									
		各市町村	希少野生動物保護条例の運用	○	○	○	○	・希少野生動物の保護に関する条例の適切な運用による希少種保護の推進。	同左								・地域住民の条例に対する認知度の向上と理解の促進。 ・盗掘, 盗採の事案が発生。	・地域住民及び来島者への周知徹底。
		各市町村	パトロールの実施	○	○	○	○	・希少種保護パトロール員を配置し, 島内をパトロール。	同左								・盗掘, 盗採の事案がまだある。	・パトロールの継続による盗掘・盗採防止の呼びかけの実施。
		瀬戸内町	希少野生動物の調査	○	○	○	○	・瀬戸内町内の町道3路線, 林道4路線について, 希少野生動物の調査済(植物のみ)。	同左									・瀬戸内町において, 今後も町道・林道の希少野生動物の調査を実施する。
3 保護増殖事業の継続実施	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ, アマヤマシギ, オオトラツグミ)について, 生息状況, 生息環境等の把握, 分析等を行うとともに, 個体群の保護・増殖に努める。	環境省 奄美野鳥の会	モニタリングの実施 (保護増殖事業10ヶ年実施計画)	○	○	○	○	・保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体等と連携したモニタリング等の継続実施。	・同左 ・保護増殖事業10ヶ年実施計画(H26-H35)の中間見直しを実施。									
		林野庁	モニタリングの実施 (希少野生生物保護管理事業)	○	○	○	○	・平成6年度よりオーストンオオアカゲラ, オオトラツグミ, 平成8年度よりアマヤマシギ, 平成17年度よりアマミノクロウサギの保護・保全のため, 生息状況, 生息環境等のモニタリングを実施。	同左									
		各市町村	関係機関・団体間での情報共有	○	○	○	○	・環境省の実施する保護増殖検討会に関係機関・団体が参画し, 情報共有を行っている。	・環境省の実施する保護増殖検討会に参画し, 情報共有を行う。								・国, 県, 市町村, 関係団体間で, どのように法令の許可申請や, 飼育するための施設, 技術面での情報収集を行い, 合意形成を図るか。	・関係機関間での情報共有を図り, 必要に応じて連携を行うとともに, 交通事故対策や関係機関と連携した普及啓発等, 保護増殖に資する取組を行う。
		奄美市	啓発用の看板及び減速帯の設置	○	○	○	○	・ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び減速帯を設置している。	同左								・未だにロードキルが発生する。	・関係機関間での情報共有を図り, 必要に応じて連携を行うとともに, 交通事故対策や関係機関と連携した普及啓発等, 保護増殖に資する取組を行う。
		大和村	アマミノクロウサギの飼育展示の検討		○	○	○	・アマミノクロウサギの飼育等に向けた準備検討委員会を立ち上げ, 専門家や関係機関と検討し, アマミノクロウサギの飼育展示を目指す。夜間の森へわざわざ入らなくても観察できることで, 生息環境の悪化やロードキルの危険性を回避する。	・アマミノクロウサギの飼育等に向けた準備検討委員会を開き, 専門家や関係機関と検討し, アマミノクロウサギの飼育展示を目指す。	○							・昨年開かれた検討委員会が出た質疑等内容を考慮し, 飼育展示の具体的な可能性を調べる。2回の検討会の実施を予定。	
		瀬戸内町	国指定天然記念物の代替え生息・繁殖環境の創出等	○	○	○	○	・国指定天然記念物の現状変更等に伴い, 町内有識者と連携を図り, 代替え生息・繁殖環境の創出や移動先等の指導・助言を有識者により行っている。	同左								・瀬戸内町においては, 引き続き, 国指定天然記念物の現状変更等に伴い, 有識者と連携を図りながら指導・助言を行う。各情報やパトロールによる把握に努める。	
				環境省	夜間ルートセンサスの実施	○	○	○	○	・毎月実施している夜間ルートセンサスにより希少種の目撃頻度及び分布状況を調査。	同左							
		各市町村	啓発用の看板及び減速帯の設置	○	○	○	○	・ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び減速帯を設置している。	同左								・未だにロードキルが発生する。	・関係機関間での情報共有を図り, 必要に応じて連携を行うとともに, 交通事故対策や関係機関と連携した普及啓発等, 保護増殖に資する取組を行う。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了	平成30年度	平成30年度
4 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ、アマミトゲネズミ等)の保護増殖の取組	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	瀬戸内町	県指定天然記念物の代替え生息・繁殖環境の創出等	○	○	○	○	・県指定天然記念物の現状変更等に伴い、町内有識者と連携を図り、代替え生息・繁殖環境の創出や移動先等の指導・助言を有識者により行っている。	同左							○	・瀬戸内町においては、引き続き、県指定天然記念物の現状変更等に伴い、有識者と連携を図りながら指導・助言を行う。各調査情報やパトロールによる把握に努める。	
		奄美野鳥の会	ケナガネズミ、アマミトゲネズミの生態調査の実施		○	○		・森林総合研究所からの委託で、ケナガネズミ、アマミトゲネズミの生態調査を実施。	・ケナガネズミについては終了。 ・アマミトゲネズミについては継続実施中。								○	・森林総合研究所の事業計画に基づき、実施する。
		(奄美哺乳類研究会)																・国内希少野生動植物種が追加指定されただけで、新たな保護増殖事業の対象種が決まっていない。  ・国内希少野生動植物種に指定されていない希少種についても、具体的な保護対策を立てる必要がある。例えば、アマミエビネ、アムヨウランは国立公園第2種特別地域の森林にも生育し、また、アキザキナギラン、コカゲランは第2種特別地域や国立公園外の森林に主に生育している種がある森林を主な生息地としている種の生息・生育地を保護する手立てが不十分である。
5 希少野生動物の交通事故対策	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	環境省 鹿児島県 各市町村 奄美大島観光協会	チラシの配布やキャンペーンの実施	○	○	○	○	・交通事故の防止のため、関係行政機関や民間団体等で普及啓発のためのチラシの配布の実施。 ・アマミノクロウサギ事故防止キャンペーンの実施。	・同左 ・普及啓発チラシを奄美大島内のレンタカー約900台へ常備。							○		
		林野庁	国有林への車両の進入規制		○	○	○	・金作原国有林における車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)の実施。	同左								○	
		環境省	標識の効果的な設置及びその検討	○	○	○	○	・交通事故の防止のため、関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識を設置。	同左		○							・希少野生動物の交通事故発生エリア等の把握が不十分。
		各市町村	標識の設置や減速帯の設置	○	○	○	○	・希少野生動物の交通事故の防止のため、関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置。	同左								○	・ロードキル発生地点の把握及び情報共有体制、減速帯設置箇所とロードキル発生件数との関係性の説明。 ・希少野生動物の交通事故発生エリア等の把握。
		(奄美哺乳類研究会)																・減速帯の設置数が少ない。 ・野生動物の交通事故発生を抑制するため、減速帯や標識を増設する。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度
6 アミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	アミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	環境省	傷病個体等からのデータの収集	○	○	○	○	・動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し、治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集。死亡個体については、死因を調べ記録を蓄積。また、死亡個体は、研究や環境教育に活用。	同左									
		鹿児島県各市町村	傷病野生鳥獣の診療施設への搬送(傷病野生鳥獣保護対策事業)	○	○	○	○	・傷病野生鳥獣に関する通報や持込があった際には、県の傷病野生鳥獣保護対策事業に係る診療施設へ当該個体を搬送している。	同左								・情報共有体制、動員体制の説明。 ・傷病個体発見時の対応方法の周知及び奄美野生生物保護センター等との連携強化。	・死亡個体についても当該個体の提出等できる限り今後の施策に資する取組を行う。 ・傷病個体発見時の対応方法の周知及び奄美野生生物保護センター等との連携強化。
		(奄美哺乳類研究会)														・傷病個体のリハビリや野生復帰困難個体を終生飼育できる専用施設が奄美大島にない。	・野生復帰困難個体を活用して展示や飼育下の繁殖技術の確立に資する。	
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	環境省	警察や関係機関と連携した監視体制や普及啓発の強化	○	○	○	○	・推薦地及び緩衝地帯で植物の盗採や昆虫の密猟が発生していることから、警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図る。	同左									
		環境省	普及啓発看板の効果的な設置		○	○	○	・希少種保護のための普及啓発看板の設置。	・希少種保護のための普及啓発看板を設置。より適切な配置場所を随時検討する。									
		環境省各市町村関係団体	密猟・盗採防止キャンペーンの実施	○	○	○	○	・関係機関・団体による希少野生生物保護対策協議会及び希少野生動植物盗採防止キャンペーンの実施。	・同左 ・普及啓発チラシを奄美大島内のレンタカー約900台へ常備。							・盗掘、盗採の事案がまだある。	・島内5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会により盗掘・盗採防止パトロールを実施するとともに、関係機関と情報共有を図りながら連携を行う。 ・地域住民及び来島者への周知徹底。	
		鹿児島県	希少野生生物保護対策協議会の開催 密猟・盗採防止キャンペーンの実施	○	○	○	○	・関係機関・団体による希少野生生物保護対策協議会及び希少野生動植物盗採防止キャンペーンの実施。	・同左 ・チラシ等による利用者への周知を積極的に実施してもらおうホテルやレンタカー会社等の地元協力企業とのネットワークの構築。							・盗採の撲滅。 ・抑止力に関する説明。 ・盗掘、盗採の事案がまだある。	・島内5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会により盗掘・盗採防止パトロールを実施するとともに、関係機関と情報共有を図りながら連携を行う。 ・地域住民及び来島者への周知徹底。	
		環境省	パトロールの実施	○	○	○	○	・環境省が関係団体等に委託し、希少種盗採防止夜間パトロールを実施。	同左									
		奄美野鳥の会	パトロールの実施	○	○	○		・環境省が関係団体等に委託し、夏の希少種盗採防止夜間パトロールを実施。	・環境省から委託を受けて実施予定。		○						・8月～10月にパトロールを実施予定。	
		奄美哺乳類研究会	パトロールの実施		○	○		・環境省が関係団体等に委託し、夏の希少種盗採防止夜間パトロールを実施。	・調査等の際、植物の盗採や違法昆虫トラップがないかチェックしている。							・四六時中見張っているわけにはいかないのでパトロールには限界がある。	・監視カメラによる密猟・盗採防止体制を検討すべき(監視カメラがあることによる抑止力・盗採者につまらないようなカメラ設置による摘発)。	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了	
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)			
		林野庁	希少野生生物保護管理事業	○	○	○	○	・希少野生生物保護管理事業により、密猟・盗採の未然防止に努めている。	同左					○			
		林野庁	森林官等による巡視事業	○	○	○	○	・日頃からの森林官等の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止に努めている。	同左					○			
		林野庁	国有林への車両の進入規制		○	○	○	・金作原国有林における車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)の実施。	同左					○	・密猟・盗採防止のためパトロール強化。	・関係機関との情報等連絡体制を確立し連携した取組。 ・地域住民及び来島者への周知徹底。	
		鹿児島県	パトロールの実施	○	○	○	○	・県希少野生動物植物保護推進員(11名)によるパトロールの実施。	同左					○			
		奄美大島自然保護協議会	パトロールの実施	○	○	○	○	・希少種保護パトロール員を配置し、島内をパトロール。	同左					○			
		鹿児島県	パンフレットの作成	○	○	○	○	・普及啓発用パンフレット作成。	同左					○			
		瀬戸内町	関係機関の連携による取締りの強化等	○	○	○	○	・請島(池地集落)に於いて、瀬戸内町文化財保護審議会委員と瀬戸内警察署、古仁屋海上保安所合同で現地調査及び意見交換会をとおして取締りの強化並びに周知・啓発の徹底の申し合わせ。	同左					○			
		瀬戸内町	啓発用チラシの掲示及び看板の設置	○	○	○	○	・啓発チラシを集落要所に掲示し、大山入口に啓発看板の設置。	同左					○			
		奄美大島観光協会	観光客へのチラシ配布等					・行政機関・関係団体によるチラシ配布等による観光客への普及啓発。									
<b>3) 外来種による影響の排除・低減</b>																	
1 侵略的外来種への対策の強化	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	環境省	ツルヒヨドリの調査及び防除	○	○	○	○	・平成28年度にツルヒヨドリの生育分布調査を実施し、平成29年度に防除を開始。	・平成30年9月中旬頃から防除を実施予定。						○		
		環境省 鹿児島県 各市町村	外来種の情報収集及び駆除				○	○	・関係行政機関・民間団体、個人が連携して侵略的外来種の情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。現地調査等を実施し、リスト掲載種の有無等に関して情報ソースと合わせデータベース化。	・関係行政機関・民間団体、個人が連携して侵略的外来種の情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。 ・駆除の実施にあたっては、地域住民地域関係団体等も参画する取組を検討。					○	・関係機関との情報共有体制。 ・駆除する外来種の種数及び生息域が広すぎる。	・関係機関と連携した情報共有、周知広報及び駆除の実施。 ・優先順位をつけて順次駆除を実施。
		鹿児島県	鹿児島県侵略的外来種リストの改正	○			○	・鹿児島県侵略的外来種リストの改正を行った。	・必要に応じて改正を行う。						○		
		鹿児島県	普及啓発ポスターの作成	○	○	○	○	・普及啓発ポスターを作成し、情報の周知を図った。	・普及啓発ポスターを活用した情報の周知の実施。						○		
		鹿児島県	外来種研修会の実施	○				・行政担当者へ向けた外来種研修会の実施。	・外来種分布状況の把握。						○		
		瀬戸内町	パンフレットやチラシの配布、町広報誌やラジオ、各種説明会等による周知	○	○	○	○	・国・県関係団体と連携して、外来種等のパンフレットやチラシを配布し、町広報誌やラジオ、各種説明会等による周知活動。	同左						○		
		瀬戸内町	外来植物の駆除	○	○	○	○	・オオキンケイギクやボタンウキクサ、セイダカアワダチソウ、アメリカハマグルマの駆除作業の実施。	同左						○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)					
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了				
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度		平成30年度
		奄美の自然を考える会	一斉駆除・除去					・特定外来種はもちろん侵略的外来種は非常に多い。駆除・除去もしているが、音頭を取り地域別に区分し一斉駆除・除去する。												
2 マングース対策の実施	希少種の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	環境省	第二期防除実施計画	○	○	○	○	・第二期防除実施計画に沿って、完全排除を目標に防除を実施。	同左					○						
		各市町村	情報共有	○	○	○	○	・国の「ファイリマングース防除事業検討会」に出席し、情報共有を行っている。	・国の「ファイリマングース防除事業検討会」に出席し、情報共有を行う。						○					
3 ネコ対策の実施	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	環境省 鹿児島県 各市町村	計画策定及び体制整備			○	○	○	・環境省、県、地元市町村が共同で奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画を策定し、関係行政機関が連携して、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備(ノネコ対策WGを開催し、ノネコ対策のスキーム(捕獲・収容等)についての検討等)。	・「ノネコ管理計画」に基づき、関係機関が連携して対策を進める。						○	・捕獲ネコの譲渡の推進 ・ノネコ対策の捕獲等のスキームの構築。	・ノネコ管理計画の評価や見直しの検討。		
		環境省	講演会等の実施による普及啓発	○	○	○	○	・関係行政機関・民間団体等が連携して、ネコ問題について講演会等を実施。	同左								○			
		環境省	ノネコの捕獲					○	○	・一時収容施設の整備後、捕獲を環境省が行い、一時収容施設の運営は奄美大島ねこ対策協議会が行うことで整理した。	・平成30年7月にノネコ管理計画に基づく捕獲を開始した。						○	・ノネコ捕獲効率の向上。	・わなや捕獲方法の工夫。	
		鹿児島県 奄美大島ねこ対策協議会	ノネコ一時収容施設の整備	○	○					・県の地域振興事業を活用して、奄美大島ねこ対策協議会がノネコの一時収容施設を平成29年度中に整備する。	・一時収容施設の運用を開始。						○	・継続的な運営費用の確保。		
		奄美大島ねこ対策協議会	ノネコ一時収容施設の運営					○	○	・一時収容施設の整備後、捕獲を環境省が行い、一時収容施設の運営は奄美大島ねこ対策協議会が行う。	・ノネコ一時収容施設の運営を行う。						○	・継続的な運営費用の確保。		
		奄美野鳥の会	行政への提言	○	○	○				・奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)に参画し、行政への提言を行っている。	・7月からノネコの排除が始まった。							○	・ノネコ管理計画に基づき、着々と実施していくことが大切。	
		奄美哺乳類研究会	行政への提言							・奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)に参画し、行政への提言を行っている。										・運用開始後新たな課題が生じた場合は行政・民間関係者が課題を共有、協議し、できるだけ早急な対応がとれる体制を作る。
		環境省	ノラネコTNR, 適正飼養の呼びかけ	○	○	○	○			・関係行政機関・民間団体等が連携して、ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけを行っている。	同左							○	・ネコの室内飼育やマイクロチップ装着等適正飼養の住民への浸透。	
マイクロチップの装着支援等	○		○					・マイクロチップの装着支援等を行った。								○	・マイクロチップ装着等の住民への浸透。	・マイクロチップの出張装着の実施検討。		
鹿児島県	キャンペーンやアンケートの実施, 広報活動等による普及啓発		○					・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月), 動物愛護に関するアンケート実施, ペットの適正飼養に係る講演会(H29.3.4)の実施, 適正飼養に関する広報活動, 動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット・ポスター等による啓発。	・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)。							○	・ペットの適正飼養。	・法令に基づいた適正飼養がなされるよう努める。		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
	飼い猫の遺棄・逸出の防止, 不妊措置, 所有者明示等の適正飼養や, 飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	各市町村	飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定	○	○	○	○	・平成23年に奄美大島5市町村共同で「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を制定。その後, 幾度かの改正を行い, 平成29年6月には, 飼い猫の遺棄, 逸失防止, 不妊措置, 所有者明示, 適正飼養, みだりな餌やり禁止等)改正済み。平成29年度には罰則規定を追加。							○	・条例の実効性の説明や指導・勧告等を行った実績, 島内の飼い猫の飼養状態・地域的事務の説明。 ・猫の適正飼育についての普及啓発。	・飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を適正に運用し, 飼い猫の適正な飼養の普及啓発及び必要な指導を行うとともに, TNR事業を実施し, ノネコ予備軍であるノラネコの生息頭数増加の抑制を図る。		
		各市町村	TNR事業の実施	○	○	○	○	・TNR事業の実施(平成29年度末現在, 837頭の野良猫にTNRを行った)。								○	・TNR事業の実施。	・飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を適正に運用し, TNR事業を実施。	
		各市町村	飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の運用	○	○	○	○	・飼い猫の適正な飼養に関する条例の適切な運用による飼い猫の適正飼養の推進。	・飼い猫の適正な飼養に関する条例の適切な運用による飼い猫の適正飼養の推進。								○	・条例の実効性の説明や指導・勧告等を行った実績, 島内の飼い猫の飼養状態・地域的事務の説明。 ・猫の適正飼育についての普及啓発。	
		奄美野鳥の会	各集落や小中学校での講演	○	○	○		・奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)として, 各集落や小中学校で講演を行っている(WWFが後援)。	・6月に朝日中, 7月に今里小で実施。11月に奄美小と名音小で実施予定。								○		・大規模校で実施できるよう, 働きかけていく。
		(奄美哺乳類研究会)																・飼い猫登録されていないネコが少なくない。	・マイクロチップ装着義務の飼い主への周知を徹底。 ・マイクロチップ台帳の共有体制(5市町村内)を作る。
4 ノヤギ対策の実施	食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美市大和村宇検村瀬戸内町	ノヤギの駆除	○	○	○	○	・奄美群島振興交付金事業ヤギ被害防除対策事業を導入し, ノヤギの駆除を実施中。	・奄美群島振興交付金事業ヤギ被害防除対策事業を導入し, ノヤギの駆除を実施。							○	・ノヤギの推定生息頭数の推移(の把握)。 ・猟友会会員の減少。 ・捕獲したノヤギを食肉加工場に持っていかないと食用にできない(イノシシの同じ扱いにしてほしい)ため, 会員の捕獲へのモチベーションの減。	・猟期(12月~翌3月)ノヤギ防除対策事業を行い, ノヤギの駆除を行う。 ・平成35年までには, 防除を完了する予定である(瀬戸内町)。	
		龍郷町	ノヤギの防除事業	○				・龍郷町においては, ノヤギによる食害は平成20年頃をピークに減少しており, 現在防除事業は実施していない。	同左								○		
		(奄美哺乳類研究会)																・目標を達成するのに有効な駆除計画が立てられていない。また, 実施主体に環境省や県が入っていない。	・駆除計画は環境省が主導して, マングース防除事業のように専門家を交えて立案し, それに基づいた捕獲事業の実施をするべき。分布域や生息密度などを全島的に把握した上で, 捕獲作業は市町村が担当するのが望ましい。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				
<b>4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和</b>																		
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関する施策を遂行する。	鹿児島県	「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」	○	○	○	○	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について事業を選定。そのすべてについて実施済又は継続して実施中。	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について県庁関係各課で取組を実施中。							○	・進捗に遅れがある取組がある。	・戦略に記載された取組を実施するとともに、平成35年度までの10項目の数値目標達成に向け関連施策を推進する。なお、平成30年度に戦略全体についての中間評価と必要な改訂を行うため、県庁関係各課による庁内会議及び外部委員による評価検討会を実施する。
		瀬戸内町	地方創生、長期計画における運用	○	○	○	○	・瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略や次期瀬戸内町長期振興計画策定において運用。	同左							○		
		龍郷町 鹿児島県	奄美自然観察の森整備事業	○	○	○	○	・龍郷町において、平成29年度～平成33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施。 ・平成28年度：基本計画策定(県)、平成29年度：設計(龍郷町)。	・実施設計書作成(平成29年度繰越)。 ・工事。							○		
2 奄美大島生物多様性地域戦略の運用	奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関する施策を遂行する。	鹿児島県	有害鳥獣対策についての市町村計画書に基づく適正な捕獲や進入防止対策等	○	○	○	○	・有害鳥獣対策については、市町村計画書に基づき、適正な捕獲や進入防止対策等がはかれるよう指導する。	同左							○		
		各市町村 奄美大島生物多様性地域戦略策定運用協議会	奄美大島生物多様性地域戦略の策定	○				・平成27年度に奄美大島生物多様性地域戦略を策定。								○		・平成27・28年度の取組状況評価は平成30年度夏までに公表予定。 ・平成31年度の必要な改訂と中間評価に向けた作業を実施予定。
		各市町村	奄美大島生物多様性地域戦略の進捗状況の管理		○	○	○	・5市町村共同で、戦略に記載されている各事業の進捗状況の管理を行っている。	・奄美大島生物多様性地域戦略の平成29年度の進捗状況の評価を行う。							○	・関係部局への奄美大島生物多様性地域戦略の周知。 ・進捗状況の説明。実績のない事業の理由。	
		各市町村 奄美大島自然保護協議会	奄美大島生物多様性地域戦略の必要な改訂・中間評価の実施			○	○		・5市町村共同で、奄美大島生物多様性地域戦略の必要な改訂・中間評価の実施に向けた作業を行う。		○							
		瀬戸内町	地方創生、長期計画における運用	○	○	○	○	・瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略や次期瀬戸内町長期振興計画策定において運用。	同左							○		
		龍郷町 鹿児島県	奄美自然観察の森整備事業【再掲】	○	○	○	○	・龍郷町において、平成29年度～平成33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施。 ・平成28年度：基本計画策定(県)、平成29年度：設計(龍郷町)。	・実施設計書作成(平成29年度繰越)。 ・工事。							○		
		鹿児島県	市町村有林管理計画	○	○	○	○	・平成28年度に市町村有林管理計画の案提示。	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。							○	・市町村有林の管理計画の策定。	・国・県林務部局・市町村と調整を図りながら、市町村の計画策定を促す。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降			平成29年度までの実施状況	平成30年度の実施状況(予定含む。)	未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
				平成30年度	平成31年度以降	平成30年度	平成30年度											
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	遺産区域周辺の森林においては, 緩衝機能の強化と林業の両立のため, 生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め, 地域全体での共有を目指す。	奄美市	市町村森林整備計画	○	○	○	○	・平成28年度に森林整備計画を改定した。計画期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日。	同左						○			
		宇検村	市町村森林整備計画		○	○	○	・宇検村では, 森林整備計画書策定済。計画期間:平成29年4月1日~平成39年3月31日	同左							○		
		瀬戸内町	市町村森林整備計画	○	○	○	○	・瀬戸内町では町森林整備計画に基づき造成事業を実施中。	同左							○		
		鹿児島県	公共事業における環境配慮指針	○	○	○	○	・平成28年度に県の事業において試行を行い, 環境配慮指針を作成。 ・平成29年度は, 県, 市町村事業において, 環境配慮指針を段階的に運用(アドバイザー制度等)。	・各事業において, 環境配慮指針を段階的に運用する予定。							○	・アドバイザーの人材の確保等。	・各関係事業実施主体との調整。
		環境省	環境配慮指針の作成・運用への協力及び許認可指導等での活用	○	○	○	○	・「環境配慮指針」の作成・運用に協力を行うとともに, 許認可指導等の現場で活用を図った。	・「環境配慮指針」の運用に協力を行うとともに, 許認可指導等の現場で活用を図る。							○		
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理	○	○	○	○	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき, 適切に保全管理を実施している。	同左							○		
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮	○	○	○	○	・本年度以降に実施予定の畜産公共事業(事業名:畜産基盤再編総合整備事業)は, 関係法令や県の環境配慮指針(仮称)に基づき, 実施している。	・関係法令に基づき, 事業を実施している。今後, 県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は, それを考慮したに沿った事業を実施。							○	・環境に配慮した事業実施のための事業参加者との事前調整や実施予定箇所の再検討。	・国や県関係部局による国立公園に係る関係法令や県環境配慮指針の周知徹底。
		鹿児島県	赤土流出防止	○	○	○	○	・環境に配慮した工法を採用しているほか, 「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき, 工事中の仮沈砂池設置等, 赤土流出防止に取り組んでいる。	同左							○		
		鹿児島県	道路整備における環境配慮	○	○	○	○	・道路整備にあたって, 環境に配慮した道づくりについて指導助言を受ける「環境に配慮した道づくり委員会」を設置。 第1回委員会:平成26年9月1~2日, 第2回委員会:平成27年2月3日 ※根瀬部国直工区 植生工は, 無種子による施工を行っている。(切土面及び盛土面)	・植生工は, 無種子による施工を行っている。(切土面及び盛土面)							○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
4 環境に配慮した公共事業の実施	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	鹿児島県 奄美の自然を考える会	河川整備における環境配慮	○	○	○	○	・瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川(奄美市)等で実施。 ・戸口川で自然の川の流れを活かし、滞筋や河川の生き物の生息にとって重要な瀬や淵を残すよう配慮し、石積み護岸や水利高の整備を行っている。	・瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川(奄美市)等で実施。										
			大和村	環境調査の実施			○	○	○	・大和村においては、今年度事業着手する事業について、環境調査の実施を予定。	同左							・施工箇所及び施工方法。 ・希少動植物への影響。	・大和村においては、H29～30年に鹿児島県環境技術協会へ環境調査の委託を行い、希少動植物の生息箇所を把握し、環境アドバイザー等と交え、環境に配慮した施工箇所及び施工方法を決定する。
			奄美市	道路整備等における環境配慮				○	○	・当該年度事業着手する事業について、業者による植生調査等を実施。	・今年度着手する事業について、環境調査の実施予定。		○					・施工箇所及び施工方法。 ・希少動植物への影響。	・希少動植物の生息箇所を把握し、環境アドバイザー等と交え、環境に配慮した施工箇所及び施工方法を決定する。
			瀬戸内町	道路整備等における環境配慮	○	○	○	○	・瀬戸内町においては、法面については、無種子吹付による緑化を図っている。側溝については、生態系保全を考慮しエスケープ側溝が設置可能な箇所へは設置している。また、実施計画策定時に環境に配慮した設計を検討している。	同左									
			龍郷町	環境調査、植生調査	○	○	○		・龍郷町においては、平成23年度・環境調査、平成26年度植生調査済。「環境配慮指針(仮称)」の内容を確認するとともに、平成29年度環境配慮指針の段階的運用について検討中。	・平成29年度に行った現地調査結果の意見ならびに環境配慮指針に則り、工事の実施を行う。									
			環境ネットワーク奄美	奄美「自然の権利」訴訟	○				・環境を破壊するだけの不必要な工事、過剰な計画に反対して、1995年に起こした訴訟が奄美「自然の権利」訴訟である。										
5) 適正利用とエコツーリズム																			
1 持続的観光マスタープランの策定	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマスタープランとエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	鹿児島県	奄美群島持続的観光マスタープラン	○	○	○	○	・平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定。 ・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。	・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。										

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)		
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了	
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)			
2 利用の調整	世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	環境省 林野庁 鹿児島県 奄美市	金作原の利用調整	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年より、市道奄美中央線にカウンターを設置し車両入込状況調査を実施。</li> <li>平成28年度に、自然保護団体、ガイド団体、交通事業者等の関係者にヒアリングを実施。</li> <li>平成29年2月に、関係者で構成する「奄美大島利用適正化連絡会議」を設置し、以後計4回開催。</li> <li>平成29年5月、8月に関係機関による利用状況調査を実施。</li> <li>利用のルール案(車両の台数制限及び認定ガイド同行等)を作成し、平成30年2月に利用適正化実証実験を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続してカウンターによる車両入込状況調査を実施。</li> <li>平成30年5月に関係機関による利用状況調査を実施。</li> <li>奄美大島利用適正化連絡会議において合意形成を図り、平成30年中を目標に利用ルールの試行を開始。</li> </ul>						○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の利害関係者による合意形成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年中の利用ルールの試行開始に向けて、奄美大島利用適正化連絡会議において引き続き合意形成を図る。</li> </ul>
		環境省 鹿児島県 奄美市	スタルマタ線の利用調整	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年より、市道スタルマタ線にカウンターを設置し車両入込状況調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続してカウンターによる車両入込状況調査を実施。</li> <li>実施可能性の高い施策について検討を行う。</li> </ul>					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公道であることから、現行法令による規制に上乗せするような法的な規制が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識や減速帯の設置や、普及啓発・広報など、実施可能性の高い施策について検討を行う。</li> </ul>	
		環境省 鹿児島県 各市町村 奄美群島広域事務組合	ナイトウォッチングに関する観察ルールの検討				○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイトウォッチングの実態把握を行い、得られた情報に基づき対策の検討や観察ルール作成の検討を行う。</li> </ul>			○					
		(奄美哺乳類研究会)														<ul style="list-style-type: none"> <li>湯湾岳登山道(特に宇検村側)も利用調整が必要では。利用者が増えれば、道に生育する希少植物が踏まれ、消滅する恐れが高い。又、樹木の根を踏んで歩く箇所が多いので樹木を痛めてしまう。</li> </ul>	
		林野庁	金作原国有林における車両の進入規制			○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>金作原国有林について、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制を図った。(平成29年4月25日施錠)の実施。</li> </ul>	同左					○	<ul style="list-style-type: none"> <li>密猟・盗採防止のためパトロール強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報等連絡体制を確立し連携した取組。</li> <li>地域住民及び来島者への周知徹底。</li> </ul>
		林野庁	林道の歩道としての利用や管理			○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>金作原国有林について、林道の歩道としての利用やオキナワウラジロガシ巨木周辺の歩道の管理について奄美市と協議中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金作原国有林のオキナワウラジロガシ巨木樹勢調査を実施する。(実施時期は調整中)</li> </ul>		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の維持管理等と利用者の安全確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報等連絡体制を確立し連携した取組。</li> <li>地域住民及び来島者への周知徹底。</li> </ul>	
		奄美市	林道の歩道としての利用や管理			○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>金作原国有林について、林道の歩道としての利用やオキナワウラジロガシ巨木周辺の歩道の管理について林野庁と協議中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金作原林道の歩道としての利用協定」の締結について林野庁と協議中である。</li> </ul>		○					
		瀬戸内町	環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおけるルールづくりやガイドの育成			○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内町においては、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおけるルールづくりや同行できるガイド(島案内人協議会メンバー)を育成中である。ただし、現在のところ日本人のみを対象としている。仕組みづくりについては、先進地の事例やトラブルの状況等を関係部署で共通認識し、瀬戸内町版のマニュアル本等を作成する。</li> </ul>	同左					○	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
		龍郷町	奄美自然観察の森における環境負荷を考慮した利用	○	○	○	○	・今後、奄美自然観察の森の利用者が増える可能性が高いため、環境負荷を考慮した利用を検討していきたい。	同左						○	・周辺の自然環境に配慮した素材の活用や工法についての検討する必要がある。	・専門家等からの助言や、他地域での事例等を参考に素材等の検討を行う。		
		あまみ大島観光物産連盟	金作原の利用ルール実証実験における協力					・金作原の利用ルール確立に向けた実証実験を行う際、当連盟がガイドの受付窓口となり、利用スケジュールの管理を行う事を総会で承認済み。											
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	環境省	直轄整備に係る基本計画		○	○		・直轄整備に係る基本計画を検討。	・環境省の直轄整備に係る基本計画を策定予定。							○			
		環境省	遺産拠点施設の整備		○	○	○	・遺産拠点施設の設置場所について、検討・調整し、決定した。	・遺産拠点施設の基本計画を策定予定								○		
		鹿児島県	奄美の森を観光できる展望施設の整備		○	○	○	・魅力ある観光地づくり事業において、原生林が残る豊かな奄美の森を、観光できる展望施設について整備予定。 ・対象箇所について測量設計委託実施。	・奄美世界自然遺産登録の見送りを受けて、奄美市と整備内容について再検討を行っている。								○	・平成30年度末までに県と奄美市において、整備内容(展望施設等)について決定する。	
		龍郷町 鹿児島県	奄美自然観察の森再整備事業【再掲】	○	○	○	○	・龍郷町において、平成29年度～平成33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施。 ・平成28年度：基本計画策定(県)、平成29年度：設計(龍郷町)。	・実施設計書作成(平成29年度繰越)。 ・工事。								○		
		瀬戸内町	関係機関へ要望等	○	○	○	○	・瀬戸内町においては、世界自然遺産せとうち町推進委員会において関係機関へ要望及び検討中。	同左								○		
		(奄美哺乳類研究会)																	・中途半端な施設では却って不満が残る。しっかりお金をかけ、何度でも訪れたいような、かつ研究・教育も行える施設をつくるべき。
		奄美市	奄美の自然・歴史・文化の情報を伝える施設のリニューアル				○	○		・奄美博物館の展示リニューアルを実施する予定。		○							
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	世界自然遺産奄美トレイル	○	○	○	○	・奄美群島の全市町村を巡る「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定を平成28年度から開始。 ・奄美大島では奄美市住用町において平成28年度にルート選定、平成29年度開通。また、宇検村において平成29年度にルート選定し、平成30年度に開通予定。 ・平成29年度に奄美トレイルシンボルマークを発表、日本エアコミューター便へのシンボルマーク掲載等を通じてPR。 ・平成29年度に奄美市住用町にてモニターツアーを実施し、PR・課題抽出を実施。	・奄美市名瀬、大和村及び瀬戸内町においてルートを選定。 ・宇検村において開通式を実施。 ・管理運営体制及びそれに資する取組を検討予定。 ・奄美市住用町、宇検村において、トレイル標識設置予定							○	・トレイルの認知度の向上及び地元市町村における管理体制の構築。	・平成30年度、鹿児島県において、管理運営体制及びそれに資する取組を検討予定。	
		奄美市	世界自然遺産奄美トレイル	○	○	○	○	・平成29年度に住用地区におけるトレイルマップを作成。A川内フナギョの滝、内海コース、B古道三太郎峠西仲間コース、Cマングローブコース、D戸玉・市コースの4コースを作成した。	・平成30年度は、名瀬地区のルート作成を行う。7月には、研修会を実施した。							○	・今年度中に、名瀬地区のトレイルコース選定を行う。		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)					
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了				
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)			平成30年度		平成30年度	
		瀬戸内町	トレッキングマップの作成	○				・瀬戸内町においては、平成22年度にトレッキングマップを作成(緊急雇用創出事業)。嘉徳深谷の道、油井岳の道、実久戦跡の道、加計呂麻自然観察の道、与路島戦跡の道、ミヨチヨン岳の道、諸数の学校道の7コースを選定している。												
5 エコツアーの推進	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアー推進全体構想	○				・平成26年3月に奄美群島エコツアー推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツアー推進全体構想」を策定。平成29年2月に国の認定を受けた。また、同年1月には「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設(奄美群島共通)。												
		瀬戸内町	核心部分の動植物や地形等の自然形態の分布の共有及び情報発信	○	○	○			・瀬戸内町においては、核心部分の動植物や地形等の自然形態の分布を熟知し、関係者で共有することにより、正確な情報を発信し伝えることで自然の保護を行う。	同左										
		環境省	エコツアーガイド認定の取組への協力						・環境省においても、エコツアーガイド認定の取組に協力。	同左										
6 ガイドの育成	質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、奄美大島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	質の高いガイド活動を実施するための研修会や交流の実施					・鹿児島県の「奄美・沖縄」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。	同左											
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業	○	○	○	△	・奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施。H26、H27の2カ年1セット終了。現在、H28、H29の2カ年1セットの2年目を実施した。								・今夏の世界自然遺産登録が想定されていたことから、構成を見直して1カ年1セットで実施。			・住民の関心の高まりによる受講生増への対応。	・H31年度以降の実施有無含め、今度の事業の在り方について実施主体で考えたい。
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアーガイド認定制度	○	○	○	△	・奄美群島エコツアーガイド認定講習の実施。第1期生は8月に、第2期生は12月に誕生した。								・今年度は新たに喜界島と与論島でも「奄美群島認定エコツアーガイド」が誕生の予定で、奄美大島でも順次講習を実施予定。			・「奄美群島認定エコツアーガイド」(奄美大島)の組織化。	・奄美大島エコツアー推進協議会を中心に関係機関(者)と連携し、組織化をはじめとした質の高いガイドの育成に努めたい。
		瀬戸内町	ガイドの育成	○	○	○	○	・瀬戸内町においては、現在育成中の島案内人ガイドのスキルアップを図り、協議会の組織を充実させることでガイドを生業とするモデルを育成する。また、広範囲にわたる町内の各エリアのプロフェッショナルを張り付ける。	同左											
6) 地域社会の参加・協議による保全管理																				
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	鹿児島県	市町村有林管理計画【再掲】	○	○	○	○	・平成28年度に市町村有林管理計画の案提示。	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。								○	・市町村有林の管理計画の策定。	・国・県林務部局・市町村と調整を図りながら、市町村の計画策定を促す。	
		宇検村	市町村森林整備計画		○	○	○	・宇検村では、森林整備計画書策定済。計画期間：平成29年4月1日～平成39年3月31日	同左											
		瀬戸内町	市町村森林整備計画	○	○	○	○	・瀬戸内町では町森林整備計画に基づき造成事業を実施中。	同左											

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
		奄美市	市町村森林整備計画	○	○	○	○	・平成28年度に森林整備計画を改定した。計画期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日。	同左										
環境に配慮した公共事業の推進【再掲】	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	鹿児島県	公共事業における環境配慮指針【再掲】	○	○	○	○	・平成28年度に県の事業において試行を行い、環境配慮指針を作成。 ・平成29年度は、県、市町村事業において、環境配慮指針を段階的に運用(アドバイザー制度等)。	・各事業において、環境配慮指針を段階的に運用する予定。						○	・アドバイザーの人材の確保等。	・各関係事業実施主体との調整。		
		環境省	環境配慮指針の作成・運用への協力及び許認可指導等での活用【再掲】	○	○	○	○	・「環境配慮指針」の作成・運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図った。	・「環境配慮指針」の運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。										
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理	○	○	○	○	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。	同左										
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮	○	○	○	○	・本年度以降に実施予定の畜産公共事業(事業名:畜産基盤再編総合整備事業)は、関係法令や県の環境配慮指針(仮称)に基づき、実施している。	・関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は、それを考慮したに沿った事業を実施。							○	・環境に配慮した事業実施のための事業参加者との事前調整や実施予定箇所の再検討。	・国や県関係部局による国立公園に係る関係法令や県環境配慮指針の周知徹底。	
		鹿児島県	赤土流出防止	○	○	○	○	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。	同左										
		鹿児島県	道路整備における環境配慮	○	○	○	○	・道路整備にあたって、環境に配慮した道づくりについて指導助言を受ける「環境に配慮した道づくり委員会」を設置。 第1回委員会:平成26年9月1~2日、第2回委員会:平成27年2月3日 ※根瀬部国道工区 植生工は、無種子による施工を行っている。(切土面及び盛土面)	・植生工は、無種子による施工を行っている。(切土面及び盛土面)										
		鹿児島県 奄美の自然を考える会	河川整備における環境配慮	○	○	○	○	・瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川(奄美市)等で実施。 ・戸口川で自然の川の流れを活かし、滞筋や河川の生き物の生息にとって重要な瀬や淵を残すよう配慮し、石積み護岸や水利高の整備を行っている。	・瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るための整備を住用川(奄美市)等で実施。										
		大和村	環境調査の実施			○	○	○	・大和村においては、今年度事業着手する事業について、環境調査の実施を予定。	同左							○	・施工箇所及び施工方法。 ・希少動植物への影響。	・大和村においては、H29~30年に鹿児島県環境技術協会へ環境調査の委託を行い、希少動植物の生息箇所を把握し、環境アドバイザー等を交え、環境に配慮した施工箇所及び施工方法を決定する。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)					
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了				
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度		平成30年度
		奄美市	道路整備等における環境配慮				○	○	・奄美市においては、当該年度事業着手する事業について、業者による植生調査等を実施。	・奄美市においては、今年度着手する事業について、環境調査の実施予定。	○						・施工箇所及び施工方法。 ・希少動植物への影響。	・奄美市においては、希少動植物の生息箇所を把握し、環境アドバイザー等を交え、環境に配慮した施工箇所及び施工方法を決定する。		
		瀬戸内町	道路整備等における環境配慮	○	○	○	○		・瀬戸内町においては、法面については、無種子吹付による緑化を図っている。側溝については、生態系保全を考慮しエスケープ側溝が設置可能な箇所へは設置している。また、実施計画策定時に環境に配慮した設計を検討している。	同左										
		龍郷町	環境調査、植生調査	○	○	○			・龍郷町においては、平成23年度・環境調査、平成26年度植生調査済。「環境配慮指針(仮称)」の内容を確認するとともに、平成29年度環境配慮指針に基づき有識者を招へいしての現地調査を行った。	・平成29年度に行った現地調査結果の意見ならびに環境配慮指針に則り、工事の実施を行う。										
		奄美市	林道の歩道としての利用や管理			○	○	○	・金作原国有林について、林道の歩道としての利用やオキナワウラジロガシ巨木周辺の歩道の管理について林野庁と協議中である。	・「金作原林道の歩道としての利用協定」の締結について林野庁と協議中である。	○									
		環境ネットワーク奄美	奄美「自然の権利」訴訟	○	○	○			・環境を破壊するだけの不必要な工事、過剰な計画に反対して、1995年に起こした訴訟が奄美「自然の権利」訴訟である。	・奄美の自然は世界の宝であることの認識を…。 ・先人が残した生活・文化を再認識する方を…。			○	○	○		・不要かつ景観を損ねる施設の撤去を検討する。	・保護・保全に重点を置く。		
3 域外住民、観光客等への情報発信	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	環境省	説明会、出前事業、講演等の実施	○	○	○	○	・地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、出前事業、講演等を積極的に実施。	同左											
		環境省	地元住民との意見交換会の実施				○			・地元住民を対象とした意見交換会を実施予定。	○									
		環境省 奄美大島自然保護協議会	世界遺産フォーラムの開催					○		・IUCNからの「記載延期」勧告を受け、現状を知り、島の自然を将来にわたって守り活かすためにできることを考えるフォーラムを開催。										
		鹿児島県	観光サイトへの掲載			○	○		・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し、魅力発信及び保護の重要性等を発信している。	同左										
		鹿児島県	各種媒体による情報発信	○	○	○	○		・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・奄美群島PR動画を作成。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたシンポジウム「世界自然遺産の保全と活用～ガラバゴスと奄美」を開催。	・PR動画・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたシンポジウムを開催予定。										

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
		奄美市	各種媒体による情報発信	○	○	○	○	・ホームページ・Twitter・Facebook, 島外でのイベント, ふるさと納税等を通じた情報発信, ルールブックの配布等を行っている。	同左							・地域住民・事業者・観光客等への一元的な情報発信方法の検討等。	・ホームページ, Twitter, Facebook, 島外でのイベント, ふるさと納税等を通して, 効果的な情報発信, ルールブックの配布等を行う。		
		瀬戸内町	各種媒体による情報発信	○	○	○	○	・観光関係では, 自然や文化の魅力を町HP, 観光協会HP, あまみ大島観光物産連盟HP, 奄美群島観光物産協議HPによる情報の発信や観光パンフ, 機内誌等の掲載の実施。	同左										
		奄美大島観光協会	各種媒体による情報発信					・当会ホームページ上での発信や当会会員施設におけるルールブック等の配布による観光客への情報発信。											
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により, 世界自然遺産の島である奄美大島の環境美化を図る。	鹿児島県	「道の日」クリーンアップ大作戦	○				・毎年8月10日の「道の日」の道路美化活動にあわせて, 住民参加型の地域清掃活動「世界自然遺産「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦」を実施。	・クリーンアップ大作戦の実施。 (H30.7.28)										
		鹿児島県	不法投棄防止パトロール等の実施	○				・不法投棄防止パトロールの実施。 ・11月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。	同左							○	・一般ゴミ等の不法投棄。	・パトロールを強化し, 不法投棄の撲滅を図る。	
		各市町村	不法投棄防止看板の設置	○	○	○	○	・不法投棄防止看板の設置。	同左										
		龍郷町	不法投棄防止看板の設置	○		○	○	・不法投棄防止看板の設置。	同左								○	・個人の小さなゴミのポイ捨てが多い。	・不法投棄の普及啓発をし, 地域住民のマナー向上を図る。
		奄美市	不法投棄監視パトロール員の設置	○	○	○	○	・不法投棄監視パトロール員による市街地や山間部の監視パトロールを行った。	同左								○	・不法投棄が発生している。	
		瀬戸内町	町民総ぐるみの清掃活動の実施	○	○	○	○	・毎月1回市街地自治会, 各集落清掃の日と定め, 海の日, 道の日, 青少年ふるさと美化活動, 年末美化活動等町民総ぐるみの清掃活動の実施。	同左										
		奄美群島観光物産協会 あまみ大島観光物産連盟 奄美大島観光協会	クリーンキャンペーンの実施	○	○	○	○	・奄美群島観光物産協会・あまみ大島観光物産連盟・奄美大島観光協会が共同で, 年に2回, 島内の景勝地を清掃するクリーンキャンペーンを実施。 H29年7月12日 大和村ヒエン浜 H30年3月8日 龍郷町赤尾木 ハートロック周辺海岸	・奄美群島観光物産協会・あまみ大島観光物産連盟・奄美大島観光協会が共同で, 年に2回, 島内の景勝地を清掃するクリーンキャンペーンを実施。 ・三者で実施予定 場所, 時期時期共に検討中。								○	・長期間捨てられて来た山中・海岸沿いのゴミの回収が困難。 ・不法投棄禁止を啓発する看板の数・デザイン等が逆に景観を損ねているとの島民の声もあり, 景観を重視した啓発のあり方も課題。	・景観に関して責任を持つ機関が無いため現状解決は困難。
		宇検村	不法投棄防止冊子配布				○	・不法投棄防止に関する冊子を作成し, 全戸配布を実施。											
		環境省	説明会, 出前事業, 講演等の実施【再掲】	○	○	○	○	・地域住民, 小中高生, 地域団体, 行政機関等を対象として, 説明会, 出前事業, 講演等を積極的に実施。	同左										

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降			未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
								平成29年度までの実施状況		平成30年度の実施状況(予定含む。)							平成30年度	平成30年度	
普及啓発等を通じた住民による取組の推進	勉強会や各種イベントの実施, ポスターやパンフレット等の作成・配布等により, 世界自然遺産登録の意義, 希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい, 住民による取組を推進する。	環境省	地元住民との意見交換会の実施【再掲】				○		・地元住民を対象とした意見交換会を実施予定。		○								
		環境省 奄美大島自然保護協議会	世界遺産フォーラムの開催【再掲】				○		・IUCNからの「記載延期」勧告を受け, 現状を知り, 島の自然を将来にわたって守り活かすためにできることを考えるフォーラムを開催。						○				
		林野庁	森林環境教育の実施		○	○	○	○	・地元小学校と連携した森林環境教育を実施し, 希少動植物の保護管理等の必要性等について普及啓発を図っている。	・要望等があれば実施する。(未定)						○			
		鹿児島県	勉強会, 出前授業の実施		○				・各団体・学校等における勉強会, 出前授業の実施。	・各団体等における勉強会の実施。						○	・希少種保護や外来種対策に係る住民意識の向上。	・イベント開催や各種媒体を通じた普及啓発の実施。 ・各種団体, 学校等における勉強会等の実施(年10回程度)。	
		鹿児島県	パンフレットの配布		○	○	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5~高3の全児童・生徒に配布。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。					○	・子供を対象とした普及啓発の実施。	・普及啓発パンフレット「世界自然遺産と奄美」について, 教育委員会と連携し, 引き続き授業等学校現場での活用を推進。		
		奄美市	各種勉強会の実施		○	○	○	○	・各団体における勉強会等を実施した。	・各学校・団体における勉強会等の実施。							○		
			観察会の実施					○		・世界自然遺産登録候補地である奄美大島の自然を学ぶ上で欠かせない特徴について, 実際に現地で説明できる場所での観察会の開催を計画している。		○							
			各種イベントの実施			○	○	○	○	・シマの自然や文化等, 特色を生かした体験を通して, 子供たちのシマへの愛着心を育むことなどを目的に「ふるさとリーダー奄美塾」を実施。 ・沖縄の小・中学生との交流を通し, 世界自然遺産登録への機運を醸成することなどを目的に「奄美こども環境調査隊」を実施。	・シマの自然や文化等, 特色を生かした体験を通して, 子供たちのシマへの愛着心を育むことなどを目的に「ふるさとリーダー奄美塾」を年6回, 実施する。 ・沖縄の小・中学生との交流を通し, 世界自然遺産登録への機運を醸成することなどを目的に「奄美こども環境調査隊」事業を実施する。						○	・ホームページ, Twitter, Facebookによる情報発信や, ポスターやパンフレットの制作・配布, 勉強会の開催, 市民清掃の実施等を通し, 住民による環境保全の取組を推進する。	
		奄美大島自然保護協議会	世界自然遺産をテーマとしたマンガ作成, のぼり旗, ラッピングバス				○	○		・平成29年度に世界自然遺産をテーマとしたマンガ作成, のぼり旗, ラッピングバスを計画中。	・世界自然遺産をテーマとしたマンガ, のぼり旗の作製, ラッピングバスの運行。								・世界自然遺産登録に向けた機運の一層の醸成。
			ガイドブックの配布		○	○	○	○	・奄美大島自然保護ガイドブックの観光案内所等での配布。	同左							○	・掲載情報の更新。	
		奄美市	各種勉強会やイベントの実施及びガイドブックの配布		○	○	○	○	・各種勉強会やイベントを実施するとともに, 「奄美大島自然保護ガイドブック」を全戸に配布し, 希少種保護や外来種対策の必要性等を啓発した。	・各種勉強会等の開催。							○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)				
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了			
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度	
		各市町村	世界自然遺産をテーマとしたマンガ、のぼり旗等の作成		○			・世界自然遺産をテーマとしたマンガ、のぼり旗の作成及びラッピングバスの運行。											
		瀬戸内町	各種会合・媒体による普及啓発	○	○	○	○	・各種団体総会や各集落説明会、町広報誌、ラジオ、チラシ等により世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等の啓発。	同左										
		龍郷町	住民説明会の実施(野良猫対策事業)	○	○	○	○	・龍郷町においては、野良猫対策事業において住民説明会を実施し、希少種保護の重要性や飼い猫の適正飼養の重要性について解説。H29.1月に住民向けの勉強会を開催。	同左										
		奄美野鳥の会	ノネコに関する講演	○	○	○		・奄美野鳥の会においては、奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)のノネコに関する講演の中に上記内容も盛り込んでいる。	・6月に朝日中、7月に今里小で実施。11月に奄美小と名音小で実施予定。										・大規模校で実施できるよう、働きかけていく。
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	各市町村																・ホームページ、Twitter、Facebookによる情報発信や、ポスターやパンフレットの制作・配布、勉強会の開催等を行い、住民による取組を推進する。勉強会・講演会等を行い、普及啓発を行う。	
		瀬戸内町	子ども世界自然遺産博士講座や各集落説明会等における普及啓発	○	○	○	○	・子ども世界自然遺産博士講座や各集落説明会、町広報誌、ラジオ、チラシ等により奄美群島の自然と共生してきた文化についての啓発を行っている。	同左										
		龍郷町	子ども博物学士講座や生涯学習センターにおける普及啓発等	○	○	○	○	・子ども博物学士で町内の小中学生向けに奄美の自然文化に関する講座を実施している。H29年4月にオープンした生涯学習センターの資料展示室で環境や歴史文化の展示を行っている。	同左										
		あまみ大島観光物産連盟	「唄う島5連ポスター」の作製・販売					・自然と共存しながら生きる人々の営みを被写体とし、島唄(文化)と共に紹介する「唄う島5連ポスター」を作製・販売。奄美独自の文化・生活を島民自身が誇りに感じ、継承していくインナーマインドを醸成。											
			ふるさとリーダー奄美塾の実施	○	○	○	○	・シマの自然や文化等、特色を生かした体験を通して、子供たちのシマへの愛着心を育むことなどを目的に「ふるさとリーダー奄美塾」を実施。	・シマの自然や文化等、特色を生かした体験を通して、子供たちのシマへの愛着心を育むことなどを目的に「ふるさとリーダー奄美塾」を年6回、実施予定。										・ホームページ、Twitter、Facebookによる情報発信や、ポスターやパンフレットの制作・配布、勉強会の開催、市民清掃の実施等を通し、住民による環境保全の取組を推進する。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降			平成29年度までの実施状況	平成30年度の実施状況(予定含む。)	未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中	取組完了
				平成30年度	平成31年度以降	平成30年度	平成30年度												
		奄美市	「奄美旧暦行事カレンダー」の作製・販売	○	○	○	○	・自然と文化について、年間を通じた季節の移り変わりをまとめた「奄美旧暦行事カレンダー」を作製し、奄美大島の自然・文化について啓発した。(平成29年度実績:約5600部販売,約4400配布)	・自然と文化について、年間を通じた季節の移り変わりをまとめた「奄美旧暦行事カレンダー」を作製し、奄美大島の自然・文化について啓発を行う。							○	・住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持てるよう、奄美大島5市町村連携による、より具体的な啓発活動を実施する必要がある。 ・ホームページ、Twitter、Facebookによる情報発信や、ポスターやパンフレットの制作・配布、勉強会の開催、市民清掃の実施等を通じ、住民による環境保全の取組を推進する。		
		環境省 奄美大島自然保護協議会	世界遺産フォーラムの開催【再掲】				○		・IUCNからの「記載延期」勧告を受け、現状を知り、島の自然を将来にわたって守り活かすためにできることを考えるフォーラムを開催。							○			
7 環境学習の取組の推進	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	環境省	出前事業の実施	○	○	○	○	・地域の小中高等学校を対象とした出前事業を実施することにより、次世代を担う子どもたちへの環境教育を積極的に進めている。	同左							○			
		鹿児島県	勉強会、出前授業の実施					・各団体・学校等における勉強会、出前授業の実施。											
		鹿児島県	パンフレットの配布【再掲】	○	○	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5～高3の全児童・生徒に配布。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。							○	・児童生徒を対象とした普及啓発の実施。 ・世界自然遺産と奄美」について、理科の授業等学校現場での活用を推進。		
		鹿児島県	植物観察等の森林学習や木工体験学習の実施	○	○	○	○	・毎年、小中学校において、植物観察等の森林学習や木工体験学習を実施している。	同左								○		
		(龍郷町)																・事業を継続的、発展的に実施し、博士の活用や講座内容の充実を図り、博士100人を目指し、世界自然遺産登録に向けて気運の醸成を図る。 ・奄美大島5市町村連携による「マンガプロジェクト」を平成29年度に実施し、奄美大島の将来を担っていく子どもたちに向けて、推薦地4島の自然の価値や魅力をわかりやすく伝える。	
		大和村	サトウキビの栽培や黒砂糖作り、絶滅危惧種、外来種、固有種の調査			○	○	○	・大和村においては、村内各学校において、サトウキビの栽培や黒砂糖作り、野生生物保護センターの指導のもと、絶滅危惧種、外来種、固有種の調査を行っている。	同左								○	・引き続き学校と連携をとり事業実施を行う。
		宇検村	マングローブ林の再生事業の実施	○	○		○		・宇検村においては、生物多様性地域戦略の重点施策であるマングローブ林の再生事業の実施。	・田検小学校3・4年生を対象に環境学習の一環として実施する。								○	・植樹する場所によっては、歩留まりが悪く、植樹する場所の選定が重要である。 ・今後も子供たちを対象に環境学習の一環として、今後も引き続き継続して取り組んでいく。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度				取組の実施状況 (実施済の取組、検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに、誰が、何を実施するのか)			
				平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
				平成29年度までの実施状況										平成30年度の実施状況(予定含む。)				平成30年度
		瀬戸内町	子ども世界自然遺産博士講座の実施	○	○	○	○	・平成28年度から小中学生を対象とした子ども世界自然遺産博士講座(年8回)を実施し、地域の自然や文化に興味を持ち、希少種保護や外来種対策の必要性を学ぶ機会を設けた。										
		龍郷町	子ども博物学士講座の実施	○	○	○	○	・子ども博物学士で町内の小中学生向けに奄美の自然文化に関する講座を実施している。	同左									
		奄美市	各学校における学習活動の推進	○	○	○		・各学校で特色ある身近な自然環境(マングローブや砂浜、海岸)にスポットを当て、世界遺産登録に向けて「ふるさと奄美」について深く理解するとともに誇りを持つような学習活動を推進。	同左									
		奄美大島観光協会	島外からの教育旅行における環境学習の提案					・島外から来島する教育旅行における環境学習の実施の提案。										
		奄美野鳥の会	奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)の出前授業	○	○	○		・奄美野鳥の会においては、奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)の出前授業にて実施。	・6月に朝日中、7月に今里小で実施。11月に奄美小と名音小で実施予定。								・大規模校で実施できるよう、働きかけていく。	
		(奄美哺乳類研究会)															・子供だけでなく、大人の興味にも対応できるような自然史博物館設立の必要がある。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用																		
1 情報発信と活用	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	環境省	情報の1つのHPへの集約		○	○	○	・遺産推薦地にかかる情報を1つのHPに集約した上で、その情報をより広く発信するため、HPに掲載する情報整理等を実施。	・HP公開後、随時新しい情報を掲載。									
		環境省	モニタリング計画		○	○	○	・平成29年度包括的管理計画における順応的管理の実施に向けたモニタリング計画(素案)の検討・作成。	・包括的管理計画における順応的管理の実施に向けたモニタリング計画(案)の検討・作成を行う。									
		林野庁	保護林モニタリング調査のHPへの公表	○	○	○	○	・平成22年度保護林モニタリング調査を実施し、林野庁のホームページとリンクされており九州森林管理局ホームページからも閲覧できる。	同左									
		瀬戸内町	町HPや奄美せとうち観光協会HPによる情報の集約・管理・公開	○	○	○	○	・瀬戸内町においては、国・県及び関係団体と連携を図りながら町HPや奄美せとうち観光協会HPによる情報の集約・管理・公開の仕組みを模索中。	同左									